

盛岡 AI・IoTプラットフォーム事業業務委託仕様書

第1 業務の目的

「(仮称) 盛岡 AI・IoTプラットフォーム」は、セミナーや実証実験支援等を通じて、IT企業と製造業等の異業種間、IT企業間の自発的な連携を促し、オープンイノベーションによる新技術、新サービスの創出のきっかけづくりの「場」として設置するものであり、このプラットフォームの活動を通じて、持続可能な魅力ある企業を地場で成長させるとともに、IT関連企業の誘致を促進させ、盛岡を中心とする広域圏の「産業の高度化・高付加価値化」「IT関連企業のさらなる集積」「高度IT人材の育成・確保」「若者の地元定着」に繋げることを目的とする。

第2 履行期間

契約締結の日から令和4年3月14日(月)まで

第3 業務実施場所

盛岡市内ほか

第4 委託業務内容

1 プラットフォームの運営

以下の(1)～(5)の業務遂行にあたり、円滑な運営を図るために、盛岡市近郊に在住するコーディネーターを配置し、当市に所在するインキュベーション機能や各種支援体制と連携しながら、プラットフォームに係る業務を実施し、企業のデジタル技術の活用を支援する。

なお、コーディネーターは、企業の支援を行うとともに、数多くの企業がプラットフォームに参画するよう事業に継続的に関わり、人的ネットワーク形成の中心的な役割を担うものとする。

(1) セミナー開催

市内外のIT関連企業や製造業等を対象として、AI、IoT、ビッグデータ、XR等の最先端のデジタル技術を効果的に活用するDX等に関するセミナー等を2回以上開催し、企業間の人的ネットワークの形成を図るとともに、地域産業の高度化・高付加価値化を推進する。

(2) 情報発信

以下のアからエを実施し、プラットフォームにおける各種取組等を効果的に情報発信する。

ア プラットフォーム名称の考案

数多くの事業者が参画したくなるプラットフォームの名称を考案する。名称の決定については、市と協議して定める。

イ プラットフォームロゴ等の作成

プラットフォームの取組を、効果的に市内外に発信できるよう、プラットフォームのロゴ等の作成によるブランドイメージを構築する。

ウ ホームページの開設・運営(既存HPの改修)

既存ホームページ「盛岡エリア製造業・情報サービス業ポータルサイト

(<https://morioka-area-technology.jp/>)」を改修し、プラットフォームのホームページとして運営（保守を含む）を行う。プラットフォームにおける各種取組を効果的に発信するとともに、盛岡地域の関係機関において各々行われているデジタル技術等に関するセミナー等の取組情報についても発信し、地域情報の共有化を図る。また、今年度のプラットフォームの活動を取りまとめたものについても、ホームページで発信する。

エ プラットフォームのプロモーション

プラットフォームは、全国の企業や学生を惹きつける魅力を持った取組として、発展し続けるよう広告・プロモーションを行い、プラットフォームの価値を高め、多数の企業等の継続した参画を図る。

(3) 実証実験支援

ア 実証実験の支援

市が構築を予定しているデジタル技術を活用した実証実験に対する補助制度（補助率5分の4上限1,000千円：予算額2,000千円）を周知し、地場企業等が活用できるようにコーディネートするとともに、実証実験のモデル事業を複数選定し、社会実装に向けて実証実験が進むよう支援する。

イ 取材・発信

当該実証実験を取材し、その取組を情報発信する。この補助対象の実証実験のほかに盛岡地域で行われる実証実験等がある場合は、取材の可否を確認し可能な場合は情報発信を行い、盛岡地域において活発に実証実験が行われていることを情報発信する。

(4) IT 高度人材育成・スタートアップ支援

全国第一線の大学等の研究機関が行う実証実験の一つを、当市をフィールドとして展開するなどし、その実施協力主体として地元大学の学生を参画させるなどにより、地元学生に日本の最先端の研究に触れる機会を設け、スタートアップ企業を目指す意識を醸成する。また、その活動を情報発信する。

(5) 首都圏企業の参画促進

プラットフォームは、地元企業のみならず全国の企業の参画を図り、オープンな場として全国最先端の技術の集積を目指す。コロナ禍を好機ととらえ、全国の多様な主体との共創を図る。また、市が参加を予定する首都圏の企業や技術者と当市のビジネス環境とをマッチングするイベントの機会を捉えて情報発信を行い、IT 関連企業の当市へのサテライトオフィス立地を促進する。

2 配慮事項

(1) 長期の取組への配慮

本プラットフォーム事業は、地方創生推進交付金を活用し、3年間の事業として計画しているものであるが、4年目以降も企業版ふるさと納税や会費等を活用し継続していくことを構想している。本業務委託は、その1年目の取組となるものであることから、長期的な取組として継続できるようプラットフォームのコンセプトや枠組みをしっかりと構築したうえで、実践していくものとする。

(2) 北上川バレープロジェクトへの貢献

本県には、自動車メーカー最大手の製造拠点をはじめとし、半導体製造、医療機器等の製造業が集積してきている。こうした中、盛岡広域には学術機関やIT関連事業者が集積していることから、これらの製造業等とIT関連事業者の技術を掛け合わせ、産業の高度化・高付加価値化を図ることを構想している。本プラットフォーム事業は、いわて県民計画やいわてIT産業成長戦略に掲げられている当該プロジェクトに対して、本市が貢献する中核となる取組として構想しているものである。

3 スケジュール

日程	業務内容
令和3年6月	受託業者の決定・委託契約・業務開始
7月	実証実験のモデル事業の選定 セミナー開催等・実証実験発信, IT 高度人材スタートアップ 支援事業 等
令和4年3月14日	業務委託の完了

第5 経費の取扱いに係る要件

1 対象となる経費

人件費・機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品・印刷製本費等の事務費、会場使用料、資料購入費、通信運搬費、謝金、旅費、外注加工費、原材料費、委託料、広告費、その他提案する事業を実施する場合に必要な経費とすること。なお、次の経費は、原則として対象外とする。

- (1) 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- (2) 土地・建物を取得するための経費
- (3) 施設や設備を設置又は改修するための経費
- (4) 1件3万円を超える機器や物品を取得するための経費
- (5) その他事業と関連性が認められない経費（従業員の日常生活用品、顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

2 帳簿等の整理

委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

第6 事業報告等

受注者は事業の進捗等に関する次の報告及び発注者による検査に協力しなければならない。

1 事業計画書及び経費支出計画書

受注者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の事業計画書及び経費支出計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。

2 随時の報告

本業務委託に関連し、発注者が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出すること。

3 立入検査

委託業務の適正な履行のために発注者が必要と認めるときは、発注者は受注者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

4 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届に成果品を添えて提出し、検査等を受けること。

第7 業務委託料

1 委託料の支払い

委託料は、本業務委託が完了し、発注者が業務完了の確認を行ったのちに、受注者に支払うものとする。

2 前金払

受注者は経費支出計画書・支出実績に基づき委託料の前金払いを請求することができ、発注者は必要があると認める場合は前金払いをする。

第8 成果品

受注者は、業務完了の際、速やかに成果品を発注者へ提出する。

1 成果品及び提出部数

- (1) ホームページ（改修した専用サイト）
- (2) プラットフォームロゴ等及び今年度のプラットフォームの活動を取りまとめたもののPDFを格納した電子媒体（DVD） 1枚
- (3) 委託業務の内容を取りまとめた報告書 1部
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

2 成果品の納入場所

納入場所は、盛岡市商工労働部ものづくり推進課とする。

3 成果品の帰属

成果品の管理及び権利は、発注者に帰属するものとし、受注者が成果品を公表する際は、発注者の承諾を得るものとする。また、市が、より一層の工業振興を図るために、本業委託以外に本業務の成果物及びその一部を使用する場合がある。

第9 関係機関との連携

受注者は、業務を円滑に進めるため、発注者及び他の関係機関との連携を密に図ること。

第10 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管

理について、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講じること。
- 2 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じること。
- 3 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講じること。
- 4 委託業務の処理に当たっては、情報セキュリティ対策に関する規程（平成 31 年共同訓令第 1 号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨に従業員に周知し、適切に指導すること。

第 11 その他

- 1 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- 2 調査・分析等に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- 3 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- 4 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- 5 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- 6 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。